

平成25年 2 月和水町議会臨時会会議録

平成25年 2 月25日和水町議会第 2 回臨時会を議場に招集された。

1. 平成25年 2 月25日午前10時40分招集

2. 平成25年 2 月25日午前10時40分開会

3. 平成25年 2 月25日午前11時23分開会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長	徳 永 壽	企 画 課 長	山 下 仁
兼 住 民 課 長		学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
建 設 課 長	杉 本 章 一		
社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一		

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 4 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約の一部変更について

日程第 4 議案第 5 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 5 議案第 6 号 工事請負変更契約の締結について

開会・開議 午前10時40分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。

おはようございます。着席ください。

ただいまから、平成25年第2回和水町臨時議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番豊後 力君、3番中村一博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、議案第4号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第4号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

この規約の一部変更は、地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が、平成25年3月31日をもって解散し、同日限りで本組合から脱退することに伴い、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要があると、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要がありますので、この議案を提出しております。

次のページの新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページの別表第1、組合を組織する地方公共団体の中、及び次のページ2ページの別表第2、組合の共同処理する事務の第3条第1項に関する事務の項、及び次の3ページの

第3条第9号に関する事務の項の中の「益城町及び御船町中小学校組合」及び「川辺川総合土地改良事業組合」をそれぞれ削るものでございます。

なお、この規約の施行は、平成25年4月1日からとなります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、議案第5号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、議案第5号、工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の契約は議会の議決を経る必要があります。平成24年4月13日に開催された議会において、議案第39号、工事請負契約の締結について議決をいただいております。

また一方で、昭和26年11月15日に出された行政実例に、議会の議決を経た事項の変更については、議会の議決を経なければならないとなっており、今回提案しているところでございます。

つきましては、この議案第5号について御説明いたします。

事業の名称は、菊水区域小中併設型校舎敷地造成、西側工事2期工事であり、変更しますのは契約金額であります。今回変更による増額は、2,236万6,704円、変更後の契約金額を1億2,001万6,704円とするものであります。

なお、契約金額を変更する主な要因は、除根工及び産業廃棄物処理工の増、地盤改良工法の変更及び地山掘削に伴う土工の増、並びにタイヤ洗い場の設置及び雨対策の大型土嚢設置に伴う安

全対策工の増によるものでございます。

以上をもちまして、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この議案書については、先ほど全協の中で説明がありました。今、提案の中で3点にわたっての設計変更内容ということで説明がありましたが、もう少し詳しく説明していただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） まず、第1点目の除根工及び産業廃棄物処理工の増でございます。除根区域の地形が急傾斜地であるため、整地運搬車による運搬の追加と産業廃棄物の処理の量が261トン増えたというのが第1点目の要因です。

それから、第2点目が、地盤改良工法の変更と地山掘削の土工の増でございますけれども、法面の2カ所の地盤改良については、当初、山ズリ置換工としておりましたけれども、掘削を進める中において、地下湧水が発生いたしまして、これに対応するために工法を変更したところでございます。工法としては、ジオテキスタイル工法といいまして、そういった方法にしました。また、地山が雨で掘削されて崩壊する恐れがあるというようなことで、労働基準監督署から指摘がございまして、この地山の掘削も追加したところでございます。

それから、第3点目ですけれども、タイヤの洗い場の設置等、雨対策関係でございますけれども、最初ダンプで土砂運搬をしてきていただきましてそれを固めるわけでございますけれども、いわゆるちょうどのところを散水車を走らせていただきまして対策しておりましたけれども、なかなか敷地内から、造成敷地内から泥が出るというようなことで、スパッツという乾式タイヤ洗浄器を1カ月ほどリースしてやらさせていただき、その後、かんばしくないというようなことで、今、現存しておりますタイヤ洗い場をですね、水を溜めたようにしておりますけれどもそこを設置したというようなことと、造成地域のこの最後のほうのほうに、雨対策として1トンの土嚢を数十個追加して設置して対策を進めたということでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今の答弁についてですが、先ほどの全協の中でもいろいろ内容が明らかにされましたが、菊水地域では36億円ですかね、約36億円の建設費用ということでこれまで進めてきたわけですが、こういった形での工事の増額ということで提案をされてます。前回もありましたけれども、私は、先ほどの答弁とそれから全協の中での説明の中で、この問題に限ってはですね、私は、次の6号議案もそうですけれども、3点にわたってですね、問題があるんじゃないかなというふうに聞いていて思いました。

第1点目は、場所がやっぱり山林地帯、それから高低差が激しいというところに建設をしたと

いう問題ですね。これは今、答弁の中で明らかになりましたが、一つ目に、足場が悪く、急傾斜地であるためにそういった工事が必要になったと。第2点目に、地下湧水が発生したということでの工事ですね。それから、3番目が、雨水が集中し、盛土を洗掘され、土砂が流出するためということでの工事がされたという、この場所の問題が、こういうふうに変更の金額で増額されるという形になってきてるんじゃないかというふうに思います。

それから、第2点目は、設計業者の問題ですね。当然あの場所を見れば、設計業者もというのが想定されるかとか、プロですからわかるかと思うんですね。ところが、こういう形で最終的には変更をして、税金の投入をどんどん進めていくというのが出てきてるわけですね。

それから、第3点目に事後承認の問題ですね。本来議会で承認した上で工事を進めるわけですが、工事が終わったあとに、大体これぐらいかかりましたからということで、議会に承認を求めるというこのある意味での議会軽視といえますか、そういうことだと私は思います。だから、この3点ですね、非常に問題があるなあというふうに感じたわけであります。

そういう面で、町長はこういうふうに思われるかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 3点について、こういうことじゃないかという御指摘いただきました。そのことに関してはしっかりと受け止めたいと思います。今回増額、見えない地下のことでもありますし、それから天候等によるやはり見通しがつかない点、そういう諸々の中から変更はやむを得ない状況でもございますけども、金額からしたら多額にのぼるこのことに関しては、なぜそういうことになるのかという議員さん方の思いはもちろんでございます。今後そうしたことに關しては、しっかりと配慮しながら取り組んでいかなければいけない、そのように感じておるところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 町長の答弁は、しっかりと受け止めたいということですが、これはある意味で工事が終わってるという段階ですね。だから、受け止めるといってもどういうふうに受け止めるのかというのはわかりませんけれども、やっぱり、これは2,236万ですね、次の1,176万円の増額という形の変更ですので、私はこの議案については、反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかにありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。請負変更契約の最初のときにも同様な質問をしとるかと思うんですが、まずこの設計をされた業者、またそれを含めて入札に参加されたといいましょうか、そういう業者との疑問点とかいろんな話合いをやったというふうに教育委員会から答弁をいただいておりますが、これほど続くと、やはり本当の話合いというか疑問点、質問事項がきちんとできていたのかということ、教育委員会に再度同様の質問をいたします。

あと一つちょっと心配なのは、非常に心配なのは、これも実際雨対策ということは言われておりますが、雨対策だったら、あの地形で最終的には49メートル盛土がいくわけなんですね。そこらへんの、今の状態だったらずっと半永久的に雨対策が続くのかなというふうに心配するわけです。そこらへんの取り組みですね。

あと一つは総務課長に、この入札という制度は、どういう総務課長として、入札は総務課ですよ、どういう思いでやはり入札というのにあたられているのか。

もう1点は、なんか36億円という今、質問があってございましたけど、その36億円の中で、土木費用がなんかものすごいパーセントを占めるんじゃないかなというなんか不安が出てきました。何パーセント以内には土木費用を抑えないかとかいう、そういうおつもりがあれば伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 休憩をちょっとよろしいでしょうか。

○議長（多賀勝丸君） はい、では休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 杉本議員の御質問でございますけども、24年の4月以前にどのようなお話をしたかという御質問でございますが、設計会社というのは有明測量でございます。おっしゃるとおり道路の盛土高がどうかということで、今49メートルというふうにおっしゃいましたけども、あの標高が49ということで、高低差はちょっと今資料を持ちませんが、確か22ぐらいじゃなかったですか。26ですかね。標高ということでございますので、盛高が49ということではございません。

その高さ関係ということでもありました。地形が急峻だということでございますけども、当時の一番最初のしかかりのときは、そんなに山も痩せておらず、急峻ではなく、盛土量ももっと少なかったということでお話を進めていたところでございます。おっしゃるとおり盛土量が結構ふとくなっているということはあります。実質測量と地形測量をする中で、非常に予定しているよりもかなり山が小さく、搬入する泥が必要だということはだんだんとわかっていたところでございます。ただ、議会あたりに御説明し、広報紙あたりも流す段階では、大丈夫かなということで進めておりました。

それと水対策についての盛土をする過程で、堰堤を造りながら水をこぼれないといいますが、そこで一時的に溜めながら上がっていく工法あたりも検討して進めているところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 杉本議員の御質問の中で、入札への総務課長としての取り組みとか思いということで御質問ですけど、各担当課より入札に関する要望等があがってきた場合、一応指名審査会を開催しまして、そのあとその入札に関する設計書等の閲覧日を決定しまして、入札日ということも決定していく段取りでやっております。設計書等の内容等は、各課に任せておまして、そのあとの最低価格とかは、総務課のほうで町長のほうと打合せをしながら決定していくところですけど、総務課長としまして、私としましては、なるべく安い金額でできるならということで、各業者に指名をいたしまして入札を行っている状況でございます。

それから、あと一つ、土木費の予算が何パーセントぐらいに収めればいいのかという御質問だったかと思いますが、なるべく土木費のほうは抑えていってるつもりでございますが、全体の予算額から見まして何パーセントという形はしておりませんが、例えば、道路改良等につきましては、緊急性等がある分から先に予算を計上してもらってる状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 雨対策というようなことですが、今年度みたいに大きな費用が出るとは考えておりませんが、いわゆる今年の場合、地盤改良あたりですね、そういうことを進めながら崩壊の危険性がですね、可能な限り低減するというようなことで考えておまして、今後の雨対策というようなことですが、全くゼロということはないんでしょうけども、それに近いような数値になっていくべきであろうし、いってほしいというふうに現段階では考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。町長にお伺いいたします。

現在進行形で進んでいる事業でありますので、ああだこうだとあんまり言うべきことではないんですが、町長の今後への思いを1点お伺いしたいのと。

あと一つは、もしも金額が間違ったらすみません。700万ほど先ほど言われました。有明測量さんのほうに現場での管理の委託というのをされつつかというふうに思ってるんですが、その現場での管理の委託された目的ですね、その効果とかありましたら伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 有明測量に対する委託の目的とか効果というようなことですが、一口で言えば、より一層専門的な知識でもって指導を賜るということに尽きるかと思います。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お尋ね、今日進んでおる中で、今後の思いということでございますけども、私自身もこうした変更に関しては、なぜというような思いはいたしますけども、やはり、今後こうしたことに関しては、安心・安全、こうしたことに今後、やはり先々のことを考えて、そういうことにつながる、そういうふうに考えておるわけでございます。総合的には、当初、数年前から計画し、そして、今一つ一つ進んで、三加和地域において26年開校、そして、菊水地域において27年開校ということでございますので、概算予算規模の中で、より良い、良いものをつくり上げていくというような基本的な考え方の中で進めていく、そのような思いでございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 13番庄山です。2点お尋ねしたいと思います。

今まで再三にわたり増額、変更、設計変更、それによって増額というようなことでまいっております。ここに5号、6号とも増額ですが、今までこの菊水地区においての敷地に関する増額分当たりは、総額どれだけになってきたのかということでございます。それが1点。

それと、あと1点は、この敷地関係において変更が何べんでもあっておると。そういう中で、先般この有明測量会社においては、いろんな指摘問題も出ておったと思います。私は、ここにおいても、全協の中でも申し上げたとおり、設計段階での指摘あたりも、やっぱし町としてやっぱし言うべきところは言うというような段階は、持っていかなるを得んとじゃないかというふうに思うところでございます。

そういう点を含めて、今後の業者に対してのいろんな御意見等をどう思われているのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 今、2点質問がございましたけども、まず第1点目の菊水区域における造成工事のトータルはということですが、今回のこの2件の変更額も含めると、4億4,800万ということになります。

それから、2点目の業者に対する指導ということですけども、いろいろ情報交換しながらですね、速やかな事務の執行に更に精進してまいりたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 今まで合わせて4億4,800万と。これは敷地、さっきも質問の中でも、この敷地に関しての増額分が何パーセントにあたるのか。4億4,800万のですね。この敷地造成に対しての総額分にですね。

それと、私、2点目の業者に関してはということでございますが、今後、私はこの5号議案、6号議案に関係はちょっとございませんが、学校建築問題に対してもいろんなちょっとお話も聞いたところでございます。そういうところで、いろんな問題等もこれから先でないように是非やっていただきたいというふうに思いますので、特に業者との、設計屋との、業者間とのいろんな

揉め事等もないように、十二分に町が出している工事でございますので、十二分にそのところを考慮しながらやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 手元にはちょっとトータルで持っておりますので、設計変更の増額のその率は何パーセントかというようなことでございますが、後ほど計算してお答えしてまいりたいと思います。

それから、いろんな建築をする中において、業者間との行き違いがないようにというようなお話でございますけども、やっぱり行き違いがないようにするのはごもつともだと思いますし、今の三加和区域にあっては、金曜日に4業者の方と私どもの担当が出掛けていって、定例会議を行っております。そういったことを更に充実しながら建築工事を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 4番古閑です。先ほどの全協において、9月からのこういう請負契約の変更につきまして、私もその思いなり御意見を申し上げました。執行部からもそれに対する説明がございました。そのような中で、今後このようなことがないように、やはり閲覧の際の対応、それから設計のチェックを徹底していくというようなことがございました。それはもちろんそういうことはもうやっていただかなければならないことでございます。

そこで町長として、今後このようなことがないように執行部において徹底的に努力をしていただく、そういう決意をいただきたい。私が思いますのは、やっぱりそういった町長の毅然とした態度が、非常にやっぱり大事ではないかと思います。どうですか町長、お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今の強いあたりで、こういうことがないようにということでございますが、こういう変更というのは、やはり土木に関してはやむを得ないわけでございますので、しかしながら、やはり、ああそういうことかというような、議員さん方が皆が理解できるような変更、そういうふうなことであってしかるべきだと思いますので、やはり、なぜというような、そして金額においてもあまりにも大きすぎる、そういうことに関して、やはりそういうことがないように十分配慮してまいりたいと思います。

ですから、このことに関して絶対ないというようなことに関しては、それはひとつ、はい、変更これは皆さんができる、ああそういうことかというような、即御理解いただくような変更であるべきだと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 全協においても本会議においても、町長としてもこのようなことが何で

起きるのかなというその思い、思いということをおっしゃるから、そうじゃなくて、町長は議員が、議員の皆さんが理解できるんじゃないくて、町長は、やっぱりそういう思いを思わないように、何でもかんでも起きるのかなという思わないようなことをまずやっていただく。だから、私はしつこいようですけども、思いを、決意をいただきたいと聞いたわけでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 私の受け止め方がちょっと違っておったようでございます。今回のこのことに関しては、ああなるほど安心・安全、こうしたことにしっかりつながるものであるというふうに認識をいたすわけでございますけども、ちょっと多少なり金額的には多少大きすぎて、やはり自分自身もちょっと若干そこらへんは感じさせられるものはあったということでございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 工事請負変更契約の締結について

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第6号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、議案第6号、工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の契約は議会の議決を諮る必要があります。平成24年4月13日に開催された議会において、議案第40号、工事請負契約の締結をしていただきました。

ところで、昭和26年11月15日に出された行政実例に、議会の議決を経た事項の変更についてはすべて議会の議決を経なければならないとなっており、今回、議案第6号を提案してるところでございます。

つきましては、この議案第6号について説明させていただきます。

事業の名称は、菊水区域小中併設型校舎敷地調整工事であり、変更するのは契約金額であります。今回変更による増額は、1,176万531円、変更後の契約金額を8,274万531円とするものでございます。

なお、契約金額を変更する主な要因は、雨水対策としてのコルゲート管設置、沈砂池の堆積土撤去等、及び法面箇所掘削後の産業廃棄物処理工の追加によるものでございます。

以上をもちまして、議案第6号についての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 5号議案と同じであります。施工区域は形状が谷であり、想定を超える雨水が集中するということでコルゲート管を設置したというのが、金額的には一番大きな要因ですけれども、この増額1,176万円ということでは、非常に町民の税金でありますので、こういった変更が町民にとってやっぱりどうかということもあります。

やっぱり、先ほども言いましたけれども、この地形そのものはですね、学校建設の場所にふさわしかったのかどうかというの、今、逆にいえば問われるところではないかなというふうに思います。そういった面では、この設計変更の増額1,176万という提案については、反対の表明をしておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成25年第2回和水町議会臨時議会を閉会します。

御起立願います。お疲れでございました。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員